



知名町土づくり推進事業

R7事業費：5,000千円

事業主体：知名町

目的

近年、農業者の高齢化や労働力不足などにより、土づくりに対する農業者の意欲の低下が懸念されているほか、肥料価格や燃料、農業資材などの価格が上昇傾向にある中で、作物が良好に生育する土壌環境を整えるため、農耕地に堆肥などの有機質資材や土壌改良材を適正に施用し、深耕や輪作などを組み合わせた適切な土壌管理を行い、物理性、化学性、生物性のバランスがとれた土をつくるために要した経費を助成することにより、農作物の反収向上及び農業経営の安定を図るとともに、地力増加に伴う減化学肥料・減農薬により環境にやさしい農業を推進することを目的とする。

事業の内容

【対象】

町内に住所を有し、令和7年4月1日以降に対象となる土壌改良資材を購入した者

【実施期間】

令和7年4月～令和8年3月末

【対象経費】

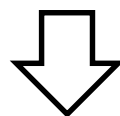
- ①石灰資材 炭酸カルシウム、苦土石灰、硫酸カルシウム等
- ②リン酸質資材 ようりん、苦土重焼燐等
- ③有機質資材 堆肥、緑肥種子、腐食酸資材等

補助金の流れ

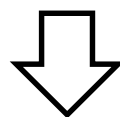
知名町 ➡ 対象経費の3分の1以内 町内生産者
(1戸あたり上限100,000円)

事業の流れ

生産者



知名町



生産者

4月1日以降に取引したものが対象

令和7年5月1日～令和8年2月28日の期間内に申請
(農林課窓口)

- ・土壌診断結果(③の購入に係る申請の場合は不要)
- ・資材購入費が確認できる書類(領収書、納品書等)
- ・振込先口座が確認できるもの(通帳の写し等)

申請書類を審査後、対象経費の3分の1以内を交付
(上限10万円)

その他

- ・①、②の購入に係る申請の場合は、土壌診断を受ける。
(申請日から1年前以内に診断を受けたものが対象)
- ・土壌診断を行った圃場に施用した分が助成対象
- ・沖永良部農業開発組合の堆肥については、町及び南栄糖業から助成が行われているため対象外